

## 「山形県事務・権限移譲推進プログラム」 の改定について

### 1 プログラムの概要

- 県では、市町村が自らの特色を活かした活力に満ちた地域社会の構築に主体的に取り組んでいけるよう、市町村の実情に合った事務・権限の拡大を図ることを目的に、平成18年10月に「山形県事務・権限移譲推進プログラム」（以下「プログラム」という。）を策定し、事務・権限の移譲を推進している。
- 現行のプログラムでは、市町村の希望に沿った移譲となるよう「メニュー方式」で移譲を進めていくほか、市町村での検討を促していくため、県が移譲を進めるべき事務・権限として「重点推進項目」を設定することとしている。また、「事務・権限移譲研究会の開催等による事務的支援」、「人材育成等のための人的支援」、「山形県市町村総合交付金による財政措置」により、県が市町村をバックアップすることとしている。

### 2 プログラムの進捗状況と課題

- プログラムを策定してから15年以上が経過し、山形市の中核市移行による移譲を含め、延べ33法令310事務が県から市町村に移譲されてきており（中核市移行分を除くと延べ25法令211事務）、そのほか地方分権一括法による移譲も相当進んでいることから、近年、市町村からの自発的な移譲希望が頭打ちになっている。
- この要因について、市町村に聞き取りを行ったところ、①職員数の減少等により、市町村において新たな移譲を受ける余裕がなくなっている、②これまでの取組みにより、移譲を受けるメリットのある事務・権限が少なくなっていることなどが挙げられている。

### 3 プログラムの改定の考え方

- 現行のプログラムの取組期間は、令和3年度から令和6年度までとなっており、この間の情勢変化を踏まえ、次の考え方の下に、必要な文言の加筆修正を行った改定案を示すこととした。
  - ① プログラムにおける事務・権限の移譲の基本的な方針として、市町村が自らの特色を活かした活力に満ちた地域社会の構築に主体的に取り組んでいけるよう、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務・権限を優先的に配分するという現行の考え方を維持していくこととする。
  - ② 具体的には、市町村にとってメリットのある事務・権限の移譲が進んでいるところ、市町村を取り巻く厳しい状況が続くなかにあっても、引き続き市町村の自主的な「事務・権限の拡大」を図っていくため、次期プログラムにおいても、現行のメニュー方式を基本とした移譲を維持していくこととする。
  - ③ また、事務・権限移譲研究会の開催や財政措置をはじめとする市町村の支援内容については、他都道府県と比べて取組内容に大きな違いはないことから、次期プログラムにおいても、維持していくこととする。
- なお、改定後のプログラムについては、取組期間の定めを設けず、地方分権改革の進展や、県及び市町村の事務・権限に関する状況を踏まえ、適宜、見直しを行っていくこととする。